

○ 稲川土地改良区現金取扱い要領

〔平成23年2月23日
制 定〕

第1条 会計主任は、現金を金庫に保管することができる。

第2条 金庫の鍵は事務局長、会計主任が保管する。

第3条 現金の保管は、30,000円以内とする。

第4条 賦課金等の収入現金は、その日の内に金融機関に預け入れること。但し、金融機関に預け入れる時間を過ぎて収入された現金は保管できるものとするが、翌日には金融機関に預け入れるものとする。

第5条 会計主任は現金管理簿を作成し、日々の出納業務終了後、現金管理簿の残高と金銭出納簿現金残高との照合をしなければならない。

附 則（平成23年2月23日）

この執行基準は、平成23年4月1日から施行する。